

宮崎市自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第89条の3第1項の規定に基づき、関係機関等が相互の連絡を図り、地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うため、宮崎市自立支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 相談支援事業の中立・公平性を確保するための運営評価等に関すること。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関する協議及び調整に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
- (4) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (5) 障がい福祉計画の具体化に向けた協議等に関すること。
- (6) その他必要と認める事項。

(会員)

第3条 協議会は、障がい者及び障がい児の福祉の増進に熱意を有し、協議会活動に積極的に参加できる者をもって構成する。

- 2 協議会に参加する者は、入会を希望する第7条に規定する専門部会の長と面談等を行い、協議会の趣旨と自身の参加意図に相違がないかを確認した後、様式第1号を事務局に提出し、協議会員として事務局が登録するものとする。
- 3 協議会を退会する者又は専門部会を変更する者は、様式第2号を提出するものとする。ただし、所属する専門部会を辞せず、別の専門部会やプロジェクトに入会する場合は、様式第2号を事務局に提出するものとする。
- 4 毎年3月1日から3月31日までを更新期間とし、協議会員は様式第2号を3月31日の更新期限までに事務局に提出するものとする。なお、提出がなされなかった場合は、退会したものとみなすことができる。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、次条に規定する幹事会の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長の指名した者をもって充て、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(幹事会)

第5条 協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、各専門部会からの地域課題を集約し、情報の共有化を図るとともに、その他、自立支援協議会に係る調整全般を行う。
- 3 幹事会は、専門部会長及び宮崎市障がい福祉課により構成し、互選により幹事長を選出する。
- 4 幹事会は、幹事長が召集し、会長及び副会長の出席を求めるものとする。
- 5 幹事会は、その会議の運営上必要があると認めるときは、幹事会の構成員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(事務局連絡会)

第6条 協議会に事務局連絡会を置く。

- 2 事務局連絡会は、第2条に規定する事務、その他協議会全体の運営に必要な事務を所掌する。
- 3 事務局連絡会は、宮崎市障がい福祉課、宮崎市障がい者基幹相談支援・虐待防止センター、その他必要と認められる者で構成する。

(専門部会及びプロジェクト)

第7条 会長が必要と認めるときは、幹事会の承認を得て、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の組織、任務及び運営方法は、幹事会の承認を得て、会長が定める。
- 3 専門部会に部会長及び副部会長を置き、当該専門部会に所属する部会員の自薦もしくは他薦により決定する。
- 4 専門部会は、幹事会の承認を得て、2以上の専門部会で組織されるプロジェクトを置くことができる。

(全体会)

第8条 全体会は、すべての協議会員で構成する。

- 2 全体会は、会長が召集し、年1回以上開催する。
- 3 全体会は、幹事会、専門部会及びプロジェクトに付した事項について報告する。
- 4 会長が特に必要があると認めるときは、協議会員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、宮崎市障がい福祉課において処理する。

- 2 協議会の運営に要する経費は、宮崎市が負担する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、宮崎市が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年7月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年5月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年3月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

宮崎市自立支援協議会事務局
宮崎市障がい福祉課 宛 (FAX 0985-21-1776)

年 月 日

宮崎市自立支援協議会 参加申込書

(所属団体名) _____ (事業所名) _____

(連絡先) TEL : _____ FAX : _____

mail : _____

- ※ 必要事項を記入後、障がい福祉課 (FAX 0985-21-1776) に提出してください。
- ※ 参加される専門部会・プロジェクト欄にご記名ください。
- ※ 複数名の登録や、重複での登録も可能です。
- ※ 本協議会に新規で入会される方以外で、既に別の専門部会等に所属されている方は、「様式第2号」を提出してください。

専門部会 (専門的な横の繋がり強化を目的とした情報共有の場)

【就労支援部会】

(氏名)	(氏名)
------	------

【医療的ケア支援部会】

(氏名)	(氏名)
------	------

【地域移行支援部会】

(氏名)	(氏名)
------	------

【子ども支援部会】

(氏名)	(氏名)
------	------

【暮らし支援部会】

(氏名)	(氏名)
------	------

【相談支援部会】

(氏名)	(氏名)
------	------

【障がい理解啓発部会】

(氏名)	(氏名)
------	------

プロジェクト (横断的なテーマを設定した2以上の専門部会のチーム)

【 _____ プロジェクト】

(氏名)	(氏名)
------	------

